

格付指定型一般競争入札の公告

下記のとおり、格付指定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第15条の規定に基づき、公告する。

令和4年6月22日

鶴岡市長 皆川 治

- 1 工事名 鶴岡市西部児童館増築工事
- 2 工事場所 鶴岡市淀川町9番7の一部
- 3 入札日時 令和4年7月14日（木）午前9時
- 4 入札会場 鶴岡市役所 別棟2号館 21・22号会議室
- 5 予定価格 48,960,000円（税抜き）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

6 入札参加資格

①	工 種	建築一式工事
②	格 付	A
③	市内本店・営業所要件	市内に本店を有すること。
④	技術者要件	_____
⑤	工 事 実 績	_____
⑥	その他	_____

- 7 入札保証金 免除
- 8 契約保証金 請負代金額の10分の1相当額
- 9 現場説明会 現場説明会は行いませんので、別紙のとおり本工事設計書を閲覧に供します。
- 10 監理（主任）技術者・施工体制台帳

建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。

また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するための「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。

国土交通省ホームページ内「監理技術者制度運用マニュアル」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001380788.pdf>

※「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeyakuseido/syakaihokenmikanyu.html>

- 11 現場代理人 詳細は市のホームページ「入札情報」に掲載している「（お知らせ）建設工事における現場代理人の兼務可能要件について」を参照ください。本工事における現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合におい

て、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認めます。

(<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/keiyaku01.html>)

- 12 設計図書閲覧 閲覧 鶴岡市役所 3階契約管財課及び鶴岡市ホームページ
及び期間 期間 入札日の前日まで
※図面等の貸し出しは事前に電話等でご連絡ください。なお、案件によっては電子データとして
全てを鶴岡市ホームページに掲載している場合もございます。
- 13 工期 着工 令和4年7月21日(木)から
竣工 令和5年2月24日(金)まで
- 14 質疑応答 設計書に疑義があるときは、文書で受付します。
① 質問受付日 令和4年7月6日(水) 午前10時まで
② 回 答 令和4年7月8日(金) 午後 4時から
- 15 入札参加者の確認
令和4年7月12日(火)までに格付指定型一般競争入札参加資格確認申請書
2部を、鶴岡市役所3階契約管財課又は地域庁舎総務企画課に持参してください
(郵送可(返信用封筒を同封のこと)。ただし、期限まで必着。)。1部受付印を押
印し返却します。
※申請書受付の最終日から契約締結までの期間中のいずれの日においても指名
停止措置を受けていないこと。申請書受付後に指名停止措置を受けた場合は受
付を取り消し、入札に参加することができない。落札決定後、契約締結までに
指名停止措置を受けた場合は落札決定を取り消す。
- 16 暴力団排除 参加しようとする者は鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に
該当しない者であることが条件となります。
- 17 その他 ①「入札条件」、「鶴岡市入札要綱」、「鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実
施要綱」をご覧ください。鶴岡市建設工事格付指定型一般競争入札実施要綱第
10条により、入札を中止する場合があります。
②入札の際は第1回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代
表者名を記入し押印のうえ提出すること(金抜き設計書の項目で単価明細は不
要です)。提出が無い場合は入札に参加することが出来ません。
③本工事は、鶴岡市変動型最低制限価格制度の対象となります。落札決定に当た
っては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低
の価格をもって入札した者を落札者といたします。最低制限価格を下回る入札
が行われた場合、当該入札参加者は失格となります。詳細は市のホームページ
「鶴岡市変動型最低制限価格制度実施要綱」を参照ください。
(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/301227henndougata.html>)
④建設業法の適用を受ける公共工事の元請になるには、有効な「経営規模等評価
結果通知書・総合評定値通知書」(以下「結果通知書」という。)が必要です。
経営事項審査の申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査
が終了し、結果の通知を受けていなければ入札参加申請及び入札に参加するこ
とが出来ません。入札参加申請受付の際に契約締結日以降まで有効な結果通知
書の確認を行いますので、入札参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を
行ってください。別紙としての添付も可能です。
⑤請負代金額が130万円を超える工事については前払金を請求することができます。
また、請負代金が1,000万円以上で要件を満たした工事については中間前
払金を請求することができます。
(鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第3項)
- 18 問い合わせ先 鶴岡市役所 総務部 契約管財課 電話(ダイヤルイン) 35-1154